

ますけれども、まだこの決定が行われておりませんので、我が国としては、我が国の国内で今適用しております基準を基本的に準用する、そのための留保でございます。

それから、二点目の国際輸送の場合でございますけれども、これは、現在、我が国の法制度におきましては、我が国の領海内で国際輸送の際に事故が起きたという場合に日本の原子力事業者が責任を負うということになっておりますけれども、この制度を維持するための留保ということでございます。

それから、二点目の原子力施設と同一敷地内の他者の財産ということでございますけれども、これは、現在、日本では、事故が起こった原子力施設の敷地内にある財産については、それが事業者自身の財産でない限り必ず賠償の対象とする、この制度を維持するためのやはり留保でございます。ちよつと簡単に申しましたけれども、いずれも今回行う留保は我が国法令の整合性との観点から行うもので、国内法令に従った運用を可能にするために取ったものということで御理解いただければと存じます。

新妻秀規君 明快な答弁だったと思います。ありがとうございます。

最後に、裁判管轄権の集中についてお尋ねをします。これは、先ほどの小川敏夫委員との質問と

もかぶる質問でございますが、改めて私からも聞きたいと思えます。

他国で発生した原子力事故について、裁判の管轄を原子力事故の発生国に集中させており、日本在住の原子力事故の被害者は国内で訴訟を提起できないと理解をしております。また、準拠法は管轄裁判所の法となるために、裁判管轄地の損害賠償法令が救済内容として不十分であった場合には日本在住の被害者に十分救済が及ばないことも考えられます。これについてどのように捉えていらっしゃるのでしょうか、答弁をお願いします。

国務大臣（岸田文雄君） 御指摘のように、CSC締結後は、締約国である外国で原子力事故が発生し我が国に越境損害が発生した場合、これは当該外国が管轄国となり、日本在住の原子力事故の被害者は当該外国で裁判に訴える、こういったこととなります。

CSCの締約国においては、無過失責任、そして内外無差別等の国際水準に適合した賠償制度が整備されることとなります。そして、一定額の賠償措置の義務付けあるいは拠出金制度によって損害賠償の資金的裏付けが確保されることとなります。また、条約に基づき裁判管轄権を有する裁判所が下した判決につき、事業者に対して執行できることが確保されることとなります。

このように、他の締約国で裁判が行われる場合

であつても国際水準の被害者保護が確保されるということになりますので、被害者救済の観点から考えましても、この裁判管轄権の集中中等の制度は合理的であると考え、我々として前向きに捉えております。

委員長（片山さつき君） 新妻秀規君、終了しておりますので、おまとめください。

新妻秀規君 はい、分かりました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

田中茂君 みんなの党の田中茂です。

早速ですが、今回の原子力損害の補足的な補償に関する条約、いわゆるCSCについて、一点のみお伺いいたします。今後、原発関連輸出が見込まれる国や周辺国への条約加盟の働きかけについてお伺いしたいと思います。

今回、日本が締結すれば、アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、アメリカ、UAEに続いて六か国が締結することになります。ただし、この六か国は必ずしも近接しているわけではなく、近隣国への越境損害への対処という意味では、現在は実効性に欠けると言わざるを得ません。

そこで質問ですが、確かに原子力プラントメーカーが、設備等の輸出の際にはプラントメーカーには賠償責任がなくなりますので、輸出推進という一面も確かにあるでしょう。それを踏まえると、

本来なら、今後、原発関連輸出が見込まれる原子力新興国に対して、国内法の整備とともに、CSC条約加盟の働きかけを強くすべきだと思われませんが、その点はいかがでしょうか、お伺いします。

国務大臣（岸田文雄君） このCSCを締結する意義ですが、これは原子力損害に関する国際的な賠償制度の構築への貢献、あるいは原子力事故時の賠償の充実と被害者の迅速かつ公平な救済、こういったメリットを享受するというのが目的でありまして、CSCを締結することは、原発輸出を推進する、こういったことを目的とするものではないということとをまずしっかりと確認しておきたいと存じます。

CSCは我が国が締結することによって発効する見込みになっております。福島第一原発事故の当事者として、国際的なこういった枠組みの構築に貢献すること、これは国の責務であると思っております。しっかりと貢献をしていかなければいけないと思っておりますが、おっしゃるような原発輸出を目的とするものではないものですか、おっしゃるような、原発輸出が見込まれる原発新興国に特に働きかける、こういったことは想定はしておりません。

田中茂君 やはり、これは新興国、あと近隣諸国への働きかけが一番大事であると私は思っております。

先ほど小西委員から質問がありました。韓国もこのCSCの締結を目指し国内法整備を進めているとのことらしいんですが、先ほど質問があってお答えになったので、この辺は割愛させていただきます。

ただ、私自身これ思うには、韓国は二〇〇九年にUAEのアブダビから原発を受注しており、今後原発輸出など積極的な海外展開を図っていくのではないかと、そう思われております。それゆえに、日本が原子力協定を結んでいるトルコ、あとベトナム、その辺にも働きかけをするのが適切ではないかと私は思っております。

我が党は、この条約に対しては反対ではありませんが、国益を考えた場合には常にその辺を考えて、さらに隣国、特に中国、韓国、原発の導入が進められているような国、インドネシア、タイ、その辺での加盟国を増やすというのが極めてこれは大事なポイントにはなると思うので、働きかけを十分にその辺は行っていただきたいと、そう思っております。

この辺でこの条約についての質問は終わりにいたします。

次に、江渡防衛大臣に対する質問であります。私は、江渡大臣に対する政治資金の問題については今回初めて質問をさせていただきましたが、今まで一回もしておりません、今回が初めてです。

私は別の観点からお伺いしたいと思っております。それは、まず大臣は、今まで防衛副大臣を三回また衆議院安全保障委員会委員長も歴任されたいわゆる防衛関係のエキスパートであると認識しております。それゆえ、日米ガイドラインの見直し、中国の脅威にさらされているこの時期に、防衛を任される人材として安倍総理より大臣に任命されたものと拝察いたします。

防衛省は、数ある省のうちで、直接国の領土、国民の安全、安心を守る最も重要な役所だと私は思っております。そこで、まずお尋ねしたいのは、この国には国や民間に様々な組織がありますが、最も危機管理に優れている組織はどこだとお考えですか。大臣、お聞かせください。

国務大臣（江渡聡徳君） お答えいたします。防衛省・自衛隊ではないのかなと、そのように考えておるところでございます。

田中茂君 私も、まさに危機管理に最も優れ、緊急事態に備えて最も訓練されているのは自衛隊だと考えております。もちろん、警察また消防も同じように危機管理に優れた組織であると思えます。これらの組織は、上意下達徹底していると同時に迷いのないのが特徴であります。

防衛とは、まさに危機管理であります。危機管理には、大別すると、リスクマネジメントとクライシスマネジメントがあります。御存じのように、

皆さん当然御存じだと思いますが、リスクマネジメントはこれから起きるだろうという危機に対する管理、つまり様々な予防措置とも言えます。また、クライシスマネジメントは今現実起きてくる危機の管理になります。危機をいち早く克服し、安全を回復するための管理と言えるでしょう。当然ながら、防衛はこの二つの危機管理が機能し合っただけで成り立つものだと思っております。そこで、少々抽象的な質問ですが、国家防衛と危機管理について、大臣御自身のお考えをお聞かせください。

国務大臣（江渡聡徳君） お答えさせていただきます。

まさに委員御指摘のとおり、危機管理というのは大変重要なことでありますし、また国家の存立にとっても大変大事なことでありうというふうに思っております。特に、防衛省・自衛隊、特に自衛隊というのは自己完結型の組織であるわけであり、また、なおさら平素からそのための訓練や、あるいは防衛力の整備、そういうことをしっかりとやっていかなければいけないというふうには私は考えております。

ですからこそ、防衛省・自衛隊というものは、平素から防衛力の整備、あるいは日米同盟の強化、また部隊訓練などによって抑止力の向上というものに努めているわけでありまして、また、万が一

事態が発生した場合に対応するために、二十四時間態勢でありますし、また三百六十五日の即応態勢というものを現在も維持しているところでございます。

ですからこそ、私は、今大臣といたしまして、このように二十四時間三百六十五日の即応態勢を維持しているこの二十五万人の隊員を預かる立場といたしまして、また国民を代表する政治家としても、今委員が御指摘のような危機管理というものをしっかりと考えながら日々職務に精励しなければならぬと、そのように考えているところでございます。

田中茂君 本年八月十九日、深夜からの豪雨により、広島市北部で大規模な土砂災害が起きました。また、九月二十七日には御嶽山の噴火もありました。この二つの大災害に対し、自衛隊が懸命な救助活動、復旧活動を行ったことは記憶に新しいところであります。

防衛省のホームページに災害派遣の詳しい情報が掲載されていますが、例えば御嶽山における噴火に係る災害派遣について、最終報を見ると、九月二十七日から十月十六日の撤収までの活動が、毎日それぞれ時間単位で克明に記されております。これはホームページ上のもので、本来の報告書は更に詳細だと私は推察しております。

このホームページの御嶽山における自衛隊の活

動内容は御覧になっていらっしゃるでしょうか。国務大臣（江渡聡徳君） はい、見せていただいております。

田中茂君 自衛隊の組織としては、活動内容を多くの人に知らせると同時に詳細な記録を残すというところでごく当然なことをやっておられると思っております。

翻って、その長たる大臣の政治資金収支報告書のずさんさはどうなっているのかと。さらに、起きた問題に対する処理もひどいと言わざるを得ません。リスクマネジメントやクライシスマネジメントが全く機能していない。また、それ以前の問題でもあると思えます。

我が国に対する武力攻撃は、いつ行われるかわかりません。訂正も弁解も利きません。失敗すれば多くの人命が失われるかもしれません。自らの危機管理もできずに国家防衛に力が発揮できるのか。多くの国民は不安がっていると思えます。いかがですか。お聞かせください。

国務大臣（江渡聡徳君） お答えさせていただきます。

委員の御指摘、まずもってもっともなことだと思っております。と同時に、この収支報告書の訂正の経緯ということは、これまでこの委員会始めほかの委員会等々におきましても累次御説明しているところでございます。

まず、今年の八月の下旬におきまして、大臣就任等々の報道もあったことから、事務所の方におきまして改めて収支報告書を確認したところでございます。そのときにおいて記載に誤りがあったというこの報告があったものですから、九月の二日及び十日に訂正を行わせていただいたわけでございます。

本件につきましては、実際には職員らへの人件費でしたけれども、いずれも私に対する寄附というふうな誤記されていたものです。このような誤記が生じたというものは、職員らに人件費を交付するに際して私名義の仮の領収書を作成していたために、後日、担当者が政治資金収支報告書の作成の際にこの仮の領収書を私への寄附と混同してしまったことによるミスでございました。

以上が本件の事実関係でありますけれども、やはり、これまでも政治資金収支報告書につきましては、法令に従いまして、登録政治資金監査人による政治資金監査を受けるなど、私自身はきちんと作成し、確認を行ってきたつもりでありましたけれども、今回の訂正によりましてこの委員会始め各所に御迷惑をお掛けしたこと、これは本当に心からおわび申し上げなければいけない点だろうというふうな思っております。

今後、このようなことのないように、確実に、そして適正に対応してまいりたいと思っております。

すし、また、しっかりとした形の説明責任を務めるように努力していかねば、二十五万人の自衛隊に対して私は示しが付かないというふうな思っておりますのでございます。

田中茂君 私はそういうことを聞いてるんじゃないんです。大臣の心構えを、常に危機管理を持っていただきたいということをやっているだけです。

今年の四月に統合幕僚監部が発表した緊急発進スクランブル回数があります。ここに私お配りしておりますが、それによると、平成二十五年、つまり二十五年の四月一日から二十六年の三月三十一日まで、スクランブル回数は八百十回。今年四月から九月までの六か月では五百三十三回。平成二十三年が四百二十五回。二十四年度が五百六十七回。急激に回数が増えております。ちなみに、これまでの最高回数は昭和五十九年の九百四十四回であります。これは、東西冷戦の最終章を迎え、ソ連との関係が極めて緊張していた時期だと思えます。ちょうど、大韓航空機事件が起こった時期もこの頃でしょう。

昨年度の八百十回の内訳は、中国機に対するものが四百十五回、ロシア機が三百五十九回、北朝鮮などがその他三十六回となっております。平均すると、一日に二回以上緊急発進をしております。パイロットたちは、危機意識を持って常に緊

張状態でスタンバイしております。

そのような中に、尖閣諸島や北朝鮮をめぐる緊張の真つただ中にあるこの時期、二か月間以上御自身の寄附問題や失言で時間を費やしているわけです。正直じくじたる気持ちでおられると推察します。防衛大臣という立場は、国の安全と直結しているという意味で極めて特殊なものだと考えます。国家そのもの、国民の命だけじゃなく、直接的には先ほどおっしゃったように二十二万五千人の隊員の命が懸かっている、そういう立場であります。その責任の重さ、緊張加減は尋常ではないと思っております。

したがって、何度も言いますが、優れた危機管理が求められます。危機管理は、何よりも初動の速さ、動き出しの速さが必要です。そして、即断力と決断力を持った強いリーダーシップ、加えて展開力と終着点を見通す力が求められます。実際尖閣諸島では一触即発の状態が続いています。北朝鮮のミサイルがいつ飛んでくるかも分からない。そういう状況にあつて、場合によっては自衛隊員が地球の裏側に行つてそういう職務に就くことがあるかもしれません。

自衛隊の最高責任者はもちろん総理であります。最終的な判断は総理ということになりますが、防衛大臣は自衛隊を動かす現場の最高指揮官と言えます。国民や隊員に対して、改めて防衛大臣とし

て責任と任務についてどのようにお考えか、お聞かせください。

国務大臣（江渡聡徳君） お答えいたします。

確かに、委員のおっしゃるとおり、この二か月間、私の関わることで議論が思うように深まらなかったという点に対しては心から反省をさせていただきたいと思っております。

ただ、その中においても、御嶽山の際においても、毎日ですけれども、五時前後には役所の方から報告がありまして、今日へりが飛べるとか飛べないとかという、そういう連絡も全部受けながら、私は私なりにやれることは精いっぱい今までもやってきましたつもりであります。

ただ、その中において、今回自分のことに対して、このような形で委員会の審議が思うように深まらないということはしっかりと反省しなければならぬというふうに考えているところでございます。その点については私自身も猛省をしなければいけないと思っておりますけれども、しかし、その中においても、現在自分ができる範囲内で職務だけはしっかりとやり遂げようというその思いだけは強く持っているつもりでございます。また、そのことを自分自身もやり遂げなければ、防衛省・自衛隊員の皆様方に対して示しが付かないといつづつに思っているところでございます。

田中茂君 今回のこの資金管理の問題、何が問

題かというところ、防衛大臣の職にある人物のリスク管理が全くなっていないと、これが世間にさらされたということであります。私はそう思っております。この大臣の問題は、インターネットを通じて世界中に流布されておりますが、どれだけ国益を損なっているのか。平常時からリスク管理と危機管理を怠らないことで、どんな事態が起きた場合にも適切な対応が迅速にできるわけでありまして、危機管理に必要かつ重要なのは、トップの姿勢とも言われております。トップに立つ者のリスク管理ができていないということでは、防衛省の職員全体の士気にも関わってくる、私はそう思っております。

かつて防衛庁長官を務めた方で、これは余談になりますが、当時の総理大臣から別の重要ポストを提示されたにもかかわらず、あえて防衛庁長官を志願された方がいます。その志願の理由を問われた際に何と答えられたかというところ、日本の防衛体制及び世界との安全保障体制がいかになっているのか、それを詳細に調べると、さらに、日米関係の基軸は安全保障にある、日米関係をつなぐべきりの線はどの辺にあるのか、日米関係の表に現れない底の底を知っておきたいからだ、と言われたそうです。

今現在、辺野古移設問題があり、海兵隊のグアム移転があり、新ガイドラインもあり、アジア太

平洋地域のリバランスがある。その中で、我が国の国益を考えて、日本国家としての独自の視点を常に見据えて最大の注意を払っていただきたい。そういう意味でも、重責を担う大臣の一層の自覚と危機管理をお願いし、私のこの質問を終わりにしたいと思っております。

小野次郎君 維新の党の小野次郎です。

今日は、CSC条約について質問させていただきます。

まず、大臣にお伺いしますが、このCSC条約加盟によって、こういう声があるんですね。国内さらには諸外国における原子力損害補償の額の一般的な相場観というんですかね、それを知っているのは、相場観というのか、現実が一番経験しているのは日本なんですけど、そういった日本がこれにすんなり入ってしまうことで、逆に一般的傾向を低いレベルに誘導してしまうんじゃないかという声があるんですね。

それでは、福島原発事故を経験して、このことは今日は特に深くは入りませぬけれども、そんなものじゃ済まないということを一番全国民が体感した我が国では国民常識にも反すると思うんですけれども、そういった指摘、問題意識に対してはどのように大臣、御説明になりますか、この条約の意義というものを。

国務大臣（岸田文雄君） まず、このCSC条